

警視庁サイバー攻撃対策センター運営規程

平成29年3月28日
訓令甲第10号
存 続 期 間

(目的)

第1条 この規程は、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に基づき、警視庁サイバー攻撃対策センター（以下「サイバー攻撃対策センター」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 サイバー攻撃対策センターの運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第3条 サイバー攻撃対策センターの任務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー攻撃に係る警備情報の収集、整理等に関すること。
- (2) サイバー攻撃に係る警備犯罪の取締りに関すること。

(関係所属等との連携)

第4条 サイバー攻撃センターの所長（以下「所長」という。）は、関係所属及び関係機関と緊密な連携を保持し、任務に当たるものとする。

(応援要請)

第5条 所属長（所長を除く。）は、サイバー攻撃対策センターの応援を必要とするときは、理由、人員等を明らかにして公安部長（サイバー攻撃対策センター第二係経由）に要請するものとする。

(教養訓練)

第6条 所長は、サイバー攻撃対策センターの職員等に対して、任務の遂行に必要な知識及び技能の教養訓練を行うものとする。

(公安部長への委任)

第7条 この規程を運用するために必要な細部事項は、公安部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。